

野菜需給協議会幹事会の開催について（案）

平成20年9月9日

1. 本幹事会の開催については、6月30日の第4回野菜需給協議会において了承された「今後の野菜需給協議会の開催について」に添って、幹事会座長、農林水産省等関係者と相談の上、去る7月30日に引続き、本日9月9日に開催したところである。
2. この2回の開催状況を踏まえ、幹事会は、需給情報の周知や消費拡大対策の協議の場としての役割に加え、産地等生産出荷団体が需給状況や消費拡大への取組を関係者に説明し理解を得る場としての役割があることを認識し、緊急時においては可能な限り開催するものとする。
3. なお、緊急時における幹事会は、幹事の概ね過半数が出席可能と見込まれる場合に開催することとし、その他の場合は、事務局より会員全員に需給状況等に関する情報を提供するものとする。

今後の野菜需給協議会の開催について

1. 当協議会は、野菜の需給情報の周知を図るとともに、関係者が連携して価格低落時等の対策に取り組むことにより、野菜の需給の安定に資することを目的として設立されたものであり、価格低落時等に機動的に開催することが望ましい。

2. しかし、関係団体の数も多く、日程調整等に時間を要することもあり、昨年においては、5月に設立して以降、9月と11月に開催し、その他緊急的に需給調整に取り組む必要がある場合には、事務局より需給情報等について会員に提供し、消費拡大等の取組への協力をお願いしてきたところである。

3. このような昨年度の状況を踏まえ、本年度以降、以下の運営を行うこととする。

(1) 協議会は、原則として年3回定例開催することとし、その開催時期は概ね、7月頃、11月頃、3月頃を目途とする。

なお、協議会の定例開催前に、原則として、機構において、「野菜需給・価格情報委員会」を開催することとする。

(2) 緊急時には、当協議会規約2の(6)において、「緊急時においては、幹事会の決定をもって協議会の決定に代えることができ

る。」とされているとおり、幹事会を開催して関係事項を決定することとする。

(3) なお、幹事会について、幹事が一堂に会することが困難な場合には、機動的な対応を行うため、幹事会の開催に代えて、事務局より会員に対し、緊急需給調整等に関する情報提供を行い、需給状況の周知及び消費拡大等を図ることとする。

野菜需給協議会規約

1 設立趣旨

野菜については、天候等による豊凶変動が大きく、好天が続く豊作になると、市場価格の著しい低落を招き、これを放置すれば野菜の安定的な供給に影響を及ぼす場合があることから、土壌還元などの緊急需給調整が実施されているところである。しかしながら、生産者の努力の結果である食べられる野菜を土壌へ還元することは「もったいない」との批判にこたえるため、平成 19 年 3 月、「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」から、関係団体が連携して野菜の有効利用に努め、国民に対する野菜の需給状況の周知、消費拡大の促進などを進め、過剰となった野菜を有効利用しつつ、需給の速やかな安定に資するための協議の場の設置が提案された。

また、野菜は、台風、低温などの影響により長期にわたり供給が不足し、価格の高騰を招くこともあり、こうした際にも関係者が協議して対策に取り組み、国民生活への影響をできるだけ緩和することが適当である。

このため、野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3576 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、生産者、流通業者、消費者など関係者からなる「野菜需給協議会」を設立し、需給状況の周知を図るとともに、関係者が連携して価格低落時の消費拡大対策や高騰時の供給確保、消費対策を実施する等により、関係者の理解と協力を得つつ、野菜の需給の安定に資するものとする。

2 協議会の構成等

- (1) 協議会の会員は別紙 1 のとおりとする。なお、会員は、協議会の承認を得て、追加することができる。
- (2) 座長は、協議会の議事を運営する。
- (3) 座長は、協議会の承認を得て、会員の中から座長代理を指名することができる。
- (4) 協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を設ける。
- (5) 幹事会の会員は、別紙 2 のとおりとする。
- (6) 緊急時においては、幹事会の決定をもって協議会の決定に代えることができる。

3 活動内容

- (1) 野菜の需給、価格動向の提供
- (2) 価格低落時における野菜の消費拡大対策の協議
- (3) 価格高騰時における野菜の供給確保・消費対策の協議
- (4) 過剰野菜を有効利用している事例の調査・紹介
- (5) その他野菜の需給の安定に資するために必要な活動

4 事務局

協議会の庶務は、農林水産省の協力を得て独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）において行う。

5 その他

- (1) 本協議会は、公開で行う。
- (2) 機構は、協議会における協議結果の概要等についてとりまとめ、座長の了承を得て、機構のホームページ等により公表する。
- (3) 協議会は、機構に設置する「野菜需給・価格情報委員会」における野菜の需給、価格の動向に関する情報の分析・検討の結果を3の(1)の活動にあたって活用するものとする。

野菜需給協議会会員名簿

〔生産者団体〕

全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会

〔消費者団体〕

全国消費者団体連絡会
消費科学連合会
主婦連合会
全国地域婦人団体連絡協議会
日本生活協同組合連合会

〔食育団体〕

(社) 日本栄養士会
(財) 食生活情報サービスセンター
(財) 日本食生活協会

〔NPO法人〕

野菜と文化のフォーラム

〔消費拡大団体〕

NPO法人青果物健康推進協会
ファイブ・ア・デイ協会

〔流通団体〕

(社) 全国中央市場青果卸売協会
(社) 全国青果卸売市場協会
全国青果卸売協同組合連合会

〔食品団体〕

(社) 日本冷凍食品協会
(社) 日本惣菜協会
(財) 食品産業センター
全日本漬物協同組合連合会
青果物カット事業協議会
日本スープ協会
日本凍結乾燥食品工業会
(社) 全国清涼飲料工業会
(社) 全国トマト工業会

〔小売団体〕

日本スーパーマーケット協会
日本チェーンストア協会

全日食チェーン商業協同組合連合会
全国青果物商業協同組合連合会

〔外食団体〕

(社) 日本フードサービス協会
(社) 日本べんとう振興協会
(社) 日本給食サービス協会

〔需給調整制度関係団体〕

(社) 全国野菜需給調整機構

〔学識経験者等〕

中村靖彦 東京農業大学客員教授 (座長)
藤島廣二 東京農業大学教授 (座長代理)
秋岡榮子 経済エッセイスト

〔行政機関〕

農林水産省

〔事務局〕

独立行政法人農畜産業振興機構 (野菜需給部需給推進課)